

## 豊田市家庭菜園協会における家庭菜園の利用上の注意事項

### <申込みに当たっての注意事項>

- 1 入園期間は、4月1日から各家庭菜園で定められた年の2月末日です。入園者は入園期間が終了したときは、すみやかに原状回復して返還をお願いします。
- 2 入園者は、市内在住に限ります。
- 3 原則、一世帯1区画のみの申込みとなります。
- 4 HPで空いている家庭菜園を確認後、利用したい菜園があれば事務局に電話で確認します。  
→本人が現地確認→良ければ事務局に電話→使用開始日確認  
→事務局で使用料を算定→使用料を確認した後、事務局にお釣りのないようを持参します。  
**※ 担当が不在の場合には、手続きができません。来庁日を事務局に確認をお願いします。家庭菜園利用の注意事項説明、豊田市家庭菜園入園許可書発行します。**
- 5 希望の家庭菜園に空き区画が無い場合は、待機待ちで登録可能です。
- 6 氏名・住所等に変更があった時は、すみやかに事務局に届けてください。

### <利用するに当たっての注意事項>

- 1 家庭菜園に水道施設がある菜園とない菜園があります。水道の利用に当たっては、必要最低限の利用に心がけるようにお願いします。  
(水道施設のある家庭菜園は、利用料に水道の使用料が含まれています)
- 2 利用区画以外の利用は禁止しています。
- 3 建物、工作物の設置、果樹等の作付けはできません。
- 4 農機具・肥料・空袋等は、各自で持ち帰りが必要です。
- 5 草・残渣等は、各自で処分となります。通路等に廃棄はできません。
- 6 通路は利用者の共有スペースです。私物を置くことや農作物等を植えることはできません。  
(駐車場、通路は、年2回 環境美化活動の時期付近に豊田市家庭菜園事務局で草刈り等を実施しますが、日々の管理は各入園者でお願いします。)
- 7 借りた区画内に雑草を繁らせてはいけません。
- 8 除草剤の散布は、できる限り使用しない方法を考えてください。やむを得ず、散布する場合には、説明書を確認し、農耕利用の確認したうえで、付近の利用者に周知するなどしたうえで最小限の使用量にとどめる等の配慮をお願いします。
- 9 営利を目的として作物を栽培することはできません。
- 10 貸付区画を第三者へ貸すことはできません。
- 11 悪臭・騒音・窃盗・不法侵入・不法駐車等近隣の住民や他の入園者に迷惑をかけないようにしてください。
- 12 **家庭菜園は、豊田市が土地所有者より、お借りしているものです。土地所有者の都合により、土地を返還せざるを得ない場合があります。**
- 13 入園の許可時にお渡しする「豊田市家庭菜園入園要領」を遵守してもらえないときは、入園を中止させることがあります。その時は、徴収した運営費は払い戻しできません。

## <解約に当たっての注意事項>

1. 自己都合で途中解約する時は、事前に事務局に連絡をお願いします。
  - ・私物・残渣等撤去・更地(原状回復)にしてから、事務局に返還の連絡をお願いします。
  - ・その後、事務局で現地確認し、完了が確認できれば、返還手続きに移ります。(流れ)
  - 事務局に返還の旨の電話連絡→事務局で原状回復確認
  - 家庭菜園運営費返還請求書発行→家庭菜園運営費返還請求書を返信
  - 指定された口座に返還

※ **原状回復が不十分な場合、やり直しをお願いすることがあります。**
2. 特別な理由で閉園することになった時は、おおむね3ヶ月以上前に入園者に通知します。利用区画の原状回復をお願いします。運営費については、月額で計算し返還します。

## <その他 注意事項>

1. ご利用期間は、自動更新ではありませんので、期間終了の前年11月の広報誌に掲載しますので、必ず**ハガキ**で申込をお願いします。
2. 家庭菜園の区画数が規定数を超える応募が集まれば抽選となります。
3. **継続利用の入園者において、利用していた菜園の管理状況が悪く、他の利用者から苦情等**をもらっていた場合は、状況によって入園継続をご遠慮いただく場合があります。

豊田市家庭菜園協会-

### (1) 会員の構成

あいち豊田農業協同組合

愛知県豊田加茂農林水産事務所 農業改良普及課

豊田市産業部

### (2) 事務局

豊田市農ライフ創生センター

(豊田市四郷町松本 105 番地 1)